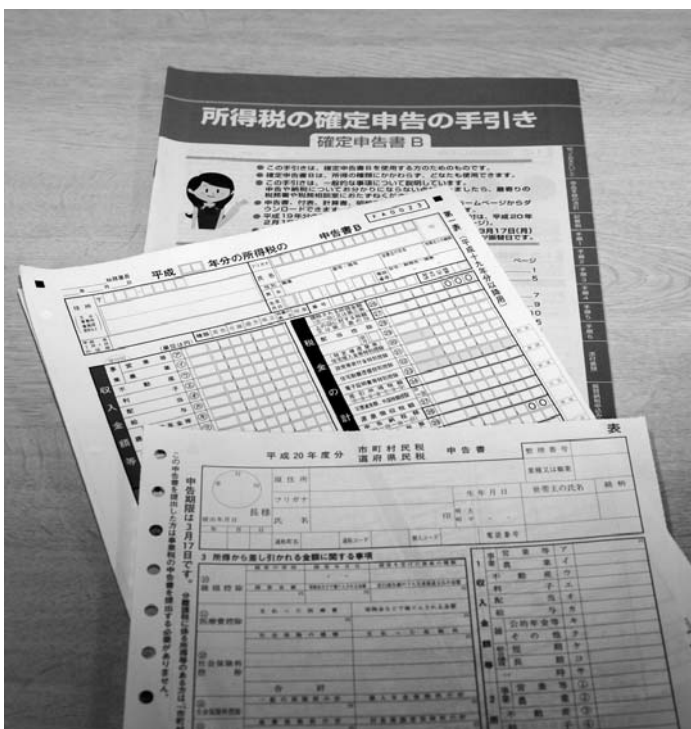


# 税の申告は

## 正しくお早めに！

今年も所得税と市・県民税の申告の時期になりました。申告期間中は会場が大変混雑します。あらかじめ、必要書類の記入・計算を済ませておくなど、ご協力をお願いします。



### 申告の会場と期間

#### ▽所得税

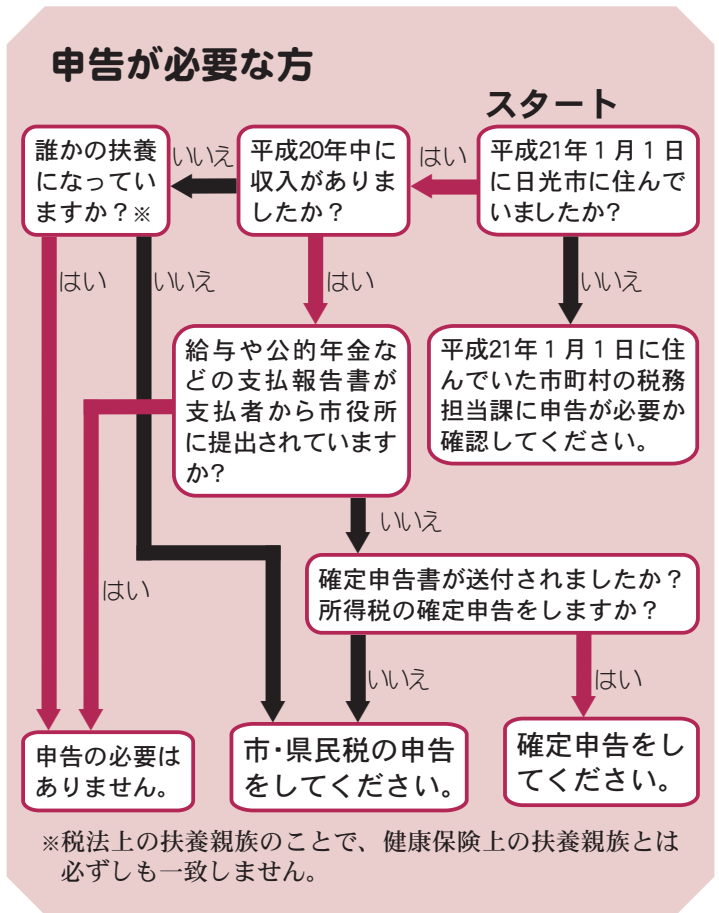
**会場** 鹿沼商工会議所催事ホール  
(鹿沼市睦町287-16)  
**期間** 2月12日(木)～3月16日  
(月) 午前9時～午後4時  
※そのほかの期間は、鹿沼税務署で申告してください。  
※所得税の還付申告は、鹿沼税務署で1月5日(月)から受け付けます。

#### ▽市・県民税と所得税

**会場・期間** 各地域の会場と期間は、広報紙と一緒に配布した「得

**する税の情報**をご覧ください。  
次の項目に該当する方は、市役所では申告受付ができませんので、鹿沼税務署などで申告してください。

- 譲渡所得(土地や家屋、株式の売却など)や山林所得がある方
- 青色申告の方
- 収支内訳書を作成していない方
- 鹿沼税務署から申告書用紙が郵送された方は、その用紙をお持ちください。
- ※各会場とも土曜・日曜日、祝日は申告受付を行っていませんのでご注意ください。
- ※申告書などは、郵送で提出することもできます。



### 申告に必要なもの

所得税と市・県民税の申告に必要なものは次のとおりです。

#### ①印鑑認め印

※朱肉を使用する印鑑をお持ちください。

②申告者本人の金融機関の口座番号が分かるもの

※金融機関名・支店名・口座番号をメモして頂くか、預金通帳をお持ちください。

#### ③収入に関する書類

○給与所得者や公的年金受給者：源泉徴収票(原本に限る)

○事業所得者(農業・営業・不動産)：収支内訳書

※内訳書の内容を確認させていただく場合がありますので、収入・支出の分かる帳簿や領収書などを一緒にお持ちください。

④控除に関する書類(会社の年末調整で提出したものは除く)

○生命保険料(一般用・個人年金用)控除や地震保険料控除を受ける場合：保険料や掛け金の控除証明書

○社会保険料控除を受ける場合  
国民年金保険料：控除証明書  
(社会保険事務所発行)や領収書など支払いを証明する書類  
国民健康保険税・介護保険料・

後期高齢者医療保険料：市役所で申告する場合、申告時にお申し出ください。市役所以外で申告する場合、領収書や納付確認書が必要です。

※納付確認書は収税課や税務課、各総合支所税務係、市民サービスセンター、各支所・出張所で発行されます。

※年金から天引きされた国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、申告者本人以外の社会保険料控除とすることはできませんのでご注意ください。

○医療費控除を受ける場合、所定の医療費の明細書を作成の上、領収書をご持参ください。

問い合わせ先  
市・県民税申告については  
税務課 市民税係

- ☎(21)51113
- ☎(21)51113
- ☎(21)51117
- ☎(21)41003
- ☎(21)31112
- ☎(21)31112
- ☎(21)11332
- 確定申告(所得税)については  
鹿沼税務署個人課税第1部門  
☎(0289)642153

## 障害者控除を受けるには

申告者本人が心身に障がいのあるときは、障害者控除を受けることができます。

また、申告者の配偶者や生計を共にしている親族が心身に障がいのある方で、申告者の扶養親族となる場合も障害者控除を受けることができます。ただし、前年の所得が38万円以下で税法上、他者の扶養親族となっていない方のうち、青色事業専従者給与の支払いを受ける方および白色申告者の事業専従者に該当する方は控除対象になりません。

#### ◆障害者控除を受けるために必要なもの

次の①～⑤のいずれかが必要です。

- ①身体障害者手帳(赤色の手帳)
- ②療育手帳(緑色の手帳)
- ③戦傷病者手帳(黒色の手帳)
- ④精神障害者保健福祉手帳(青色の手帳)
- ⑤市の福祉事務所長が発行する障害者控除対象者認定書

※手帳の有無や年齢の基準日は、平成20年12月31日です。  
※障害者控除対象者認定書は、厚生福祉課障がい福祉係または、総合支所健康福祉課で申請により発行されます。  
◆⑤の認定書が発行される方  
障害者控除対象者認定書が発行されるのは、満65歳以上で、その障がいの程度が次のような身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者に準ずる方です。

○常に病床にあり、複雑な介護を受けなければならない方

○介護保険の要介護認定を受けている方で、その状態が障がい者に準ずる方

※障害者控除は、介護保険被保険者証および認定決定通知書の提示だけでは、適用されません。

障害者控除対象者認定書に関する問い合わせ先  
厚生福祉課 障がい福祉係  
☎(21)51174